

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和元年10月15日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
川名康介	新青風会川名康介後援会	令和元年8月31日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
守屋聡	守屋さとし後援会	令和元年8月31日
小泉文子	小泉ふみ子後援会	令和元年9月1日
川上雄次	川上雄次後援会	令和元年9月16日
服部雅恵	服部雅恵後援会	令和元年9月16日
新宅雅子	新宅雅子後援会	令和元年9月16日